

<b>時</b> 期間・日時	<b>講</b> 講師・指導	<b>持</b> 持物・服装
<b>場</b> 場所・会場	<b>対</b> 対象・資格	<b>申</b> 申込み・応募
<b>題</b> 演題・テーマ	<b>定</b> 定員・募集数	<b>他</b> その他
<b>内</b> 内容	<b>¥</b> 費用・受講料	<b>問</b> 問合せ

※**対**どなたでも、**定**特になし、**¥**無料の場合は省略。  
**HP**ホームページからもご覧になれます。  
 ※あいち電子申請・届出システムは、一部のスマートフォンなどでご利用にならない場合があります。

1型糖尿病のお子やご家族のつらい

**時** 8月1日(水) 14時～16時  
**場** 衣浦東部保健所  
**内** ①医師講話「1型糖尿病医が伝えたいHappy Lifeをかなえるための3つのこと」、②交流会  
**講** ①服部麗氏(刈谷豊田総合病院医師)、②大洞多津子氏(つばみの会愛知・岐阜)  
**対** 1型糖尿病の子と家族  
**申** 7月23日(月)までに、電話(21・9338)で衣浦東部保健所健康支援課へ。

子どもの卒乳について

**子育て講話(市民健康講座)**  
**時** 8月9日(木) 10時～11時  
**場** 総合健康センター  
**講** 中田千晃氏(助産師)  
**対** 乳幼児と保護者  
**定** 35人(先着順)  
**申** 7月27日(金)8時30分  
**問** から、電話(23・8877)で保健センターへ。

福祉・健康

8月から国民健康保険高齢受給者証が変わります

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療の保険証所持者は除く)は、現在の受給者証(クリーム色)が7月31日(火)で使用できなくなります。新

しい受給者証(白色)は、7月下旬に送付します。  
 ※8月以降は、新しい受給者証を病院窓口で提示してください。

※今回の更新より受給者証の様式に一部変更があります。が、使い方に変更はありません。

※古い受給者証は、8月1日(水)以降に国保年金課または各市民センターへ返却するか、裁断して破棄してください。

**問** 国保年金課(☎62・1206)

市民健康講座

◆薬の効果と選び方「こんな時どっちの薬を選ぶ?」  
**時** 8月9日(木) 13時30分～14時30分  
**講** 岩月進氏(薬剤師)  
**定** 50人(先着順)  
 ◆放置すると大変!動脈硬化  
**時** 8月23日(木) 13時30分～14時30分  
**講** 原田光徳氏(医師)  
**定** 80人(先着順)  
**共通** 総合健康センター  
**場** 市内在住の人  
**対** 筆記員  
**申** 7月19日(木)から、電話(23・8877)で保健センターへ。

国民健康保険高額療養費の限度額が変わります

70歳以上75歳未満の高額療養費の自己負担限度額(月額)が8月より変更されます。高額療養費の支給対象者にはこれまでどおり申請書を送付します。

<7月まで>

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位) 過去12か月以内で3回目まで	外来+入院(世帯単位) 過去12か月以内で4回目以降
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円*1	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	

<8月から>

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位) 過去12か月以内で3回目まで	外来+入院(世帯単位) 過去12か月以内で4回目以降
現役並みIII (課税所得*2690万円以上)		252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
現役並みII (課税所得380万円以上)		167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
現役並みI (課税所得145万円以上)		80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	18,000円*1	57,600円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	

\*1 8月から翌年7月までの年間限度額は144,000円になります。

\*2 市県民税における課税標準額です。同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者のうち、最も課税所得が高い人の区分になります。現役並みII・I、低所得者II・Iの人がひと月に一つの医療機関での支払いが高額になる場合は、市役所窓口にて限度額適用認定証の交付を申請してください。医療機関で認定証の提示がない場合、現役並みII・Iの人は現役並みIII、低所得者II・Iの人は一般の区分での計算となり、一旦通常より高い医療費になることがあります。ただし、その場合でも後日国民健康保険へ差額の払い戻しの申請をしていただくことは可能です。

**問** 国保年金課(☎62-1206)